

平成17年度 第2回

石狩市市民参加制度調査審議会

平成17年8月24日15時00分
石狩市役所5階 第1委員会室

= 会 議 次 第 =

- 1 開 会
- 2 資 料 説 明
- 3 議 事
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

配 布 資 料

資料 1	平成 16 年度における市民参加手続の実施・運用状況について (答申書検討案)・・・・・・・・・・・・・・・・	2
資料 2	第 2 次市民参加制度調査審議会提言事項に係る論点整理について・・	3
資料 3	これまでの答申及び提言に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	4
資料 4	第 2 次市民参加制度調査審議会における主な発言・・・・・・・・	7
資料 5	傍聴者からの意見・感想について・・・・・・・・・・・・・・・・	8

資料1 平成16年度における市民参加手続の実施・運用状況について（答申書検討案）

1 市民参加手続の実施・運用状況について

平成16年度は59案件について73の手続きが実施されました。市町村合併を検討した年度でもあり、参加者数は大幅に増えたものの、16回のパブリックコメント手続中、半数の8回については意見提出者が0件となっています。パブリックコメント手続の活性化に向けた取り組みが必要だと思われます。

また、市民参加手続を行わなかった事例は1件ではありましたが、事前に市民参加担当と協議すれば防ぐことができたと判断されることから、担当課との事前協議の必要性と再発防止について、職員研修等で徹底する必要があると思われます。

（1）福祉のまちづくり条例施行規則の制定について

この制定は、同条例第5条「事業者の公共的施設等の整備義務」と、第6条「市民の公共的施設等の利用妨害行為の禁止」に規定する「公共的施設」等の具体的な範囲を定めたものであります。担当課は事業者等に義務を課す具体的な「整備基準」等を定めた内容ではないため、パブリックコメントは不要と判断したようですが、義務の付加と行政指導の内容について規定したものであることから、条例案と同様にパブリックコメントは必要であったと判断しました。

2 市民参加手続に関する情報提供について

審議会等の開催について、予定の公表が開催日より遅れたものや開催日直前であるものが、残念なことに今年度も見受けられました。市民参加に不可欠な情報が公表されないということは、市役所は本当に市民の意見を聴こうという気運にないと言わざるを得ません。

行政として、市民参加手続を単に手続面からとらえるのではなく、市民参加のあり方の本質について再認識する必要があると考えます。

資料2 第2次市民参加制度調査審議会提言事項に係る論点整理について

1. 会議録のあり方に関する事項

- ・ 「市民の声を活かす条例」第15条に議事録の作成に関する条項があるが、筆記方法や確定方法などは、各審議会においてまちまちである。これらを統一的に定めることについて、どう考えるか。

2. 審議会の運営方法に関する事項

- ・ 審議の過程で、どうしても審議会等の開催回数を増やしたいと申し出をしても、事務局は「予算措置されていない」、「諮問案件がない」といった説明で回数増が認められなかったとの意見があったが、審議会(回数)の弾力的な運営について、どう考えるか。

3. 市民参加制度調査審議会の役割に関する事項

- ・ 条例・規則に違反している事例を評価しようとしても、評価しようがないという意見があったが、こうした問題についての評価作業を簡略化することについて、どう考えるか。

資料3 これまでの答申及び提言に関する取組み

(1)平成 15 年 12 月の審議会答申に関する取組み状況

答申・提言内容	取組み状況及び方向
<p>利害関係者に対する効果的・多面的な情報提供のあり方、情報提供の時期と情報内容の確度のバランスに留意すべき (南線小学校通学区域変更に関して利害関係者の理解が得られず紛糾した例から)</p>	<p>・ 16 年度から個別相談の中で指摘事項を踏まえたアドバイスを行っている。</p>
<p>市が公表した PC 原案を手續結果を踏まえずに変更することは、手續の意義を損なうことにもなるため、全庁的な意思統一の上で原案作成を行うべき (グラウンドプラザ条例の制定に関して、賛成意見があった施設名称を市が撤回して別な名称とした例から)</p>	<p>・ 指摘事項や組織体制の検討結果を踏まえ、17 年度中に必要な部分について市民参加手續運用マニュアルに追加・改正する。 合併後速やかに担当職員を対象とした説明会を開催し周知を図る。</p>
<p>全庁的な情報共有化を図るとともに、関連団体の既得権領域を堅守するなどの縦割型の行動様式から脱却するよう教育・研修が必要 (使用料の減免対象団体を、教育委員会が審議会答申に抵触するような拡大をした例から)</p>	<p>・ 17 年度中に条例の内容及びマニュアルの改正点について庁内説明会を開催し、周知を図る。(過去に手續の不備があった所管は必ず出席するよう措置する)</p>
<p>参加手續を行えなかった理由や事後公表の有無について事情聴取した上で、担当所管に具体的な再発防止策の提示を求めべき (市民参加手續を経ずに行政指導の基準を定めた例から)</p>	<p>合併後速やかに担当職員を対象とした説明会を開催する。</p>
<p>担当部局の条例に対する認識などを事情聴取した上で、具体的な再発防止策の提示を求めべき (審議会答申の検討結果を公表しなかった例から)</p>	<p>・ 17 年度中に管理職を対象とした必須研修を行い、市民参加制度に対する意識の高揚を図る。 17.5.20、5.23 の 2 日間で、全管理職を対象とした「市長講話」及び必須研修を実施した。</p>
<p>個別の失敗事例を組織全体の改善に生かす視点から、全管理職を対象とする必須研修を実施するなどの措置を講じること。 (審議会予定の公表漏れが見られるとともに、実効性のある再発防止策を提示した所管が少なかった例から)</p>	<p>・ 公募委員の掘り起こしと審議会への理解を深めるため、17 年 4 月から、年度当初に公募予定の一括広報掲載、公募希望者の登録を試行する。 3 名の登録者があり、その内 2 名が審議会委員へ登用された。</p>
<p>審議会会議録は 1 月以内を目処に公表するという組織目標が徹底されるよう、研修の充実・徹底が望まれる。 (審議会会議録の公表までに要する期間が異常に長い事例が見られたことから)</p>	<p>・ 公募委員の掘り起こしと審議会への理解を深めるため、17 年 4 月から、年度当初に公募予定の一括広報掲載、公募希望者の登録を試行する。 3 名の登録者があり、その内 2 名が審議会委員へ登用された。</p>
<p>審議会委員公募の際には、当該審議会の傍聴を呼びかけ、傍聴者には感想や審議会の機能・役割の認識を確認するなど、傍聴者への利便提供と効果的 PR を検討すべき。 (審議会の傍聴者数が 0.81 人に留まったことから)</p>	<p>・ 公募委員の掘り起こしと審議会への理解を深めるため、17 年 4 月から、年度当初に公募予定の一括広報掲載、公募希望者の登録を試行する。 3 名の登録者があり、その内 2 名が審議会委員へ登用された。</p>
<p>研修の充実、市民参加手續についての内部相談事例の情報共有、表彰制度など市民参加手續の適正運用へのインセンティブを高めるなどを検討すべき (市職員アンケートの回答率が低いことなど、市職員の意識が十分高まっていないと考えられることから)</p>	<p>・ 17 年度中に管理職を対象とした必須研修を行い、市民参加制度に対する意識の高揚を図る。 17.5.20、5.23 の 2 日間で、全管理職を対象とした「市長講話」及び必須研修を実施した。</p>

(2)平成 15 年 12 月の審議会提言

答申・提言内容	取組み状況及び方向
<p>審議会等</p> <p>審議会を性質・機能別に分類し、委員公募のあり方・委員選任区分・運営方法についてのガイドラインが必要</p> <p>審議会委員アンケートで指摘のあった、審議会における特定団体等からの推薦委員の過度な重任・再任についての疑義に答える必要がある</p> <p>審議会委員報酬のあり方について「最少の費用で最大の効果」「責任、能力、貢献度に応じた対価」などの観点から検証・改善が必要</p>	<p>・ 17 年度内を目標としてガイドラインを策定する。</p> <p>・ アンケートでは疑義の内容が必ずしも明確でないため、個別に答えることは困難。委員選任に際しての留意事項はすでにマニュアルに明記しており、17 年度の研修でこの点を改めて周知する。</p> <p>・ 17 年度から開始する次期行革大綱(実施計画)策定作業の中で検討する。</p>
<p>PC 手続</p> <p>全市的な意見募集に加え、テーマに応じた特定関心層を対象とする小規模なパブリックコメント手続を導入するなどの創意工夫が必要</p>	<p>・ 個別相談へのアドバイスは既に行っている。次回のマニュアルの改正で、「PC手続テーマに関連する団体等があるときは、別途意見を聴く機会を設けたり、PCの周知を図る」旨を加え、全庁に周知を図る。</p>
<p>市民意見の積極把握</p> <p>市民が自発的に提出した意見に対して積極的な対応を望むものであり、そのためにも広報・情報公開部門と公聴・市民参加推進部門の統合・一元管理が効果的・効率的と考えられる。</p>	<p>・ 組織体制の検討のためには、市民参加制度の充実以外にも、行政の効果的・効率的な執行を図る上で考慮が必要な事項があるため、現在は、これらの観点も踏まえて組織体制のあり方を検討している。</p> <p>パブリックコメント手続については、市民参加担当が原案から結果までの公表を担当し、広報・HP・あい・ボードの一元管理を図る(10/1より)。</p>

(3)平成 17 年3月の審議会答申に関する取組み状況

答申・提言内容		取組み状況及び方向
PC 手 続	<p>パブリックコメントには、そのテーマとなっている案件の範囲を超えて、提言的な要素を含む意見が提出されることがありますが、「市民の知識、経験、感性等をまちづくりに活かす」という市民の声を活かす条例の目的を踏まえるなら、こうした意見についても、まずは一部分でも活かすよう模索することも大切と考えます。</p>	<p>・現在、パブリックコメント結果を公表する際、必ず市民参加担当に合議される仕組みになっており、個別にアドバイスをを行っている。</p>
第 1 次 答 申	<p>市民参加手続の実施に関する初歩的なミスや、市民参加に対する職員意識の低さは、平成 15 年度においては若干改善されていますが、まだ満足できるレベルには達していません。これらを根本的に改善するのは容易なことではないと思われませんが、まずは第一次審議会の答申(提言)で列挙された対策を踏まえ、行政としてなすべき努力をすることが必要と考えます。</p>	<p>・本資料中、「第1次審議会の答申及び提言に関する取組み」のとおり取組むこととし、結果については、本審議会へ報告することとする。</p>

資料4 第2次市民参加制度調査審議会における主な発言

発言内容		
会議録のあり方に関する事項	<p>会議録ひとつを見てもそれぞれの審議会等で書き方が違いますし、職員がどういう把握をしてらっしゃるのかなというのがありますので、やっぱりそのへんをにらんで、ここの審議会ですと本当にしゃべった言葉そのまま書かれておりますけれども、会によっては口述筆記も含めて書かれている形というか、もっと簡易な形で書かれています。</p> <p>もちろん市民参加の条例の第十五条で「会議録を作成しなさい」とありますけれども、どう書くかというところまでは指摘はないんですね。ですから非常にまちまちであるというところで、そのへんも職員が意識を持っていない部分になっているかなと。それは実際に私もいろんな審議会に入っておりますけれども、やっぱり議事録のとり方が違うということがありますので、ある程度の職員がわかるような、なんらかの形が必要じゃないかというふうに思います。</p>	
審議会の運営方法に関する事項	<p>現在、コストの問題の中で審議会の回数を減らすということが行われているわけですね。そうしますと、基本的には1回に2時間から2時間半くらいが委員会の中では良いかなと思うのですが、年に2回の中で、この審議会はしばらくなかったですが、逆に詰まっていますごく覚えていて良いのですが、回数が減ることによって、せっかくの議論がだめになっているわけですね。</p> <p>それが委員の中から「回数を増やして欲しい」という意見が出ていても、それを実現することが出来ない、それは費用の問題って言うんですね。例えば、諮問がかかっていないところ、答申案を出さないところは、わりとそういう傾向が強いかなと思うのです。答申案を求められているようなところは非常に活発な議論もあるし、それに対してパブリックコメントもしなくてはならないし、いろんな手続きが必要ですから、非常に回数が多いんです。</p> <p>ところが、決まったものに対しての部分では、既にもう時期を逸して回数をこなすみたいなの。せっかくこのことが、本来であればかかる時期にかかっていればもう少し違った議論も出てくるのに、そうじゃないと。そして、増やしてくれと言った時に予算の関係で増やすことが出来ないといったようなことが、どうも行われているかなという感じを持ちます。</p>	

資料5 傍聴者からの意見・感想について

傍聴者1：

- ・ 今日配付された資料10の41ページの議会推薦議会委員の質の向上については、議会に意見として出すべきです。(5/26 開催「第1回市民参加制度調査審議会」資料)
- ・ 審議会の日程についてですが、4ページにある小学校及び中学校の規模・配置等検討会は第13回までの検討会日程を先に決めて、早い時期から公表していました。検討する内容によって可能だったと思いますが、傍聴する側としては良かったと思います。
- ・ 職員もこの審議会の傍聴をするのも良いのではないかと思います。

傍聴者2：

- ・ 市民参加制度の運用について、今後まだまだ話し合いが必要と感じました。
- ・ 審議会のあり方、市民への周知についてなど、多くの課題があることがわかりましたし、熱心に討議されていて、今後に期待したいと思います。